障害福祉課

船橋市障害者等日常生活用具取付費用助成金支給事務要領

（目的）

第１条　この要領は、日常生活用具取付費用助成金の支給に関して、船橋市障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する規則（平成４年船橋市規則第３９号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（支給の要件）

第２条　日常生活用具取付費用助成金の支給対象品目及び受給資格を別表のとおり定める。

別表

品目	受給資格
入浴補助用具	下肢もしくは体幹機能障害３級以上であって入浴に介助を要する３歳以上学齢児未満の者又は難病患者等であって、入浴に介助を要する学齢児未満の者
移動・移乗支援用具	平衡、下肢もしくは体幹機能障害３級以上であって家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上学齢児未満の者又は下肢が不自由な難病患者等であって、学齢児未満の者
火災警報器	身体障害２級以上又は知的障害重度もしくは最重度であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	手帳所持者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能となる者

附　則

この要領は平成１９年２月２６日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年１０月２０日から施行する。